

平成31年4月 日

旭川市長 西川将人様

旭川市市民協働推進会議
会長

旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）について（**答申案**）

平成31年3月30日付け旭地域第56号で本会議に諮問された旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）について、別紙のとおり答申いたします。

1 答申に当たって

現在建設中の旭川市緑が丘地域活動センター（仮称）が、本年11月に開設するに当たり、旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）として、当該条例の内容中、特に条例第4条（開館日及び休館日）並びに条例第9条（利用料金の設定基準等）の別表に関して諮問を受けた。

本会議においては、旭川市緑が丘地域活動センター（仮称）の運用に当たっての考え方について担当部局から説明を受け、平成31年2月に策定された「地域集会施設の活用方針」における全市的な施設運用の方向性や、地域住民からのアンケート結果も踏まえながら議論し、意見の集約を行ったものである。

条例の改正に当たっては、審議における意見の趣旨を生かされるとともに、当該施設が、地域活動や住民同士の交流の場として、住民にとって利用しやすく、永く親しまれる施設となるよう、地域と行政とが連携を図りながら管理運営を行うことを希望する。

2 意見

旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）については概ね妥当である。

なお、次の意見を申し添える。

- (1) 開館時間については、午前9時から午後9時まで（3区分）の原案どおりとし、指定管理者の対応可能な範囲で臨時的に変更することができる方向が望ましいと考えるが、その際の運用を想定し、あらかじめ早朝、夜間の延長料金の設定も含めて検討する必要がある。
- (2) 利用料金の軽減や減免の取扱いにおいては、対象の範囲を慎重に検討するとともに、現在、市有施設ごとに登録制度を設けることで、手続きが煩雑化している面があることから、引き続き、利便性の点から、制度運用の在り方を検討する必要がある。

3 審議の経過

平成31年3月30日

旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）について（諮問）

平成31年4月20日

旭川市地域活動センター条例の改正（骨子）に係る答申案について

旭川市市民協働推進会議名簿

(敬称略, 五十音順)

| | | |
|-----|---------|----------------------------|
| | 朝 倉 友 武 | 行政書士朝倉友武事務所 |
| 副会長 | 荒 山 恭 一 | 旭川信用金庫 地域振興部 部長 |
| | 及 川 太美夫 | オフィス及川 防災プランニング 代表 |
| | 佐 野 愉 架 | 公募 |
| | 竹 田 郁 | まちなかぶんか小屋 事務局 |
| 会 長 | 中 川 初 恵 | 旭川大学 保健福祉学部 准教授 |
| | 名 畑 一 起 | 特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター 主任 |